

「広島県交通安全日」の設定について

昭和42年 3 月28日
広交企第418号・広交指第225号警察本部長

改正 平成 6 年 9 月広警務第740号 平成12年12月広警務第1511号
平成13年 6 月広交企第361号・広交
指第225号

各部課室隊長
各警察署長

広島県においては、つぎのとおり毎月 1 日を「広島県交通安全日」と定め、来る 4 月 1 日を第 1 回として、じ後毎月 1 日を交通安全日として交通安全運動を展開することとされた。

この運動は、特定の日を県下一せいの交通安全日と定め、県、市町村、警察、教育委員会および道路管理者等関係機関の交通安全諸対策の一層の推進と、県民の交通安全意識を高揚し、文字どおり県民総ぐるみのもとに交通事故防止を図ろうとするものであるから、関係市町村、各機関、団体、地域住民等と緊密な連繋と協調のもとに、その目的達成に格段の努力を払われたい。

各部課室隊長にあつては、部下職員に対し「広島県交通安全日」の設定の趣旨を充分徹底させ、交通事故防止についての指導教養に一層の配意をされたい。

記

1 交通安全日の実施日

交通安全日は、毎月 1 日とする。ただし、その日が祝日、日曜日、土曜日等休日にかかる場合は、その直後の休日以外の日とする。

2 交通安全日の実施事項

別紙「広島県交通安全日関係機関別実施事項表」のとおり

3 実施に当つての留意事項

- (1) 本運動の効果的な推進を図るため、具体的な計画の樹立に当たつては、事前の連絡、協議を充分に行うこと。
- (2) 関係機関、団体の構成員等の街頭進出に際しては、危害防止に十分留意し、でき得る限り制服警察官と一体となつて行動するよう配意すること。
- (3) 従来から各警察署管内において実施されている交通安全日は、その地域の特殊事情に応じて定められたものもあるのでこれを存続させるなど、県交通安全日と併せて安全運動の推進に努めること。

4 報告

- (1) 「広島県交通安全日」に伴う安全運動諸行事のうち、特異なものについては、事前に報告すること。
- (2) 実施事項のうち、特に効果が上がったものについては、結果報告すること。

別紙

広島県交通安全日関係機関別実施事項表

機関別	実施事項
県	1 広報紙、機関紙、有線放送、ポスター・チラシ等による広報・啓発活動
	2 各市区町村及び関係機関・団体と一体となつた交通安全活動

	の推進 3 その他交通安全活動の推進
市区町村	1 広報紙、機関紙、広報車、防災無線等による市区町村の住民に対する交通安全意識の高揚 2 地域住民、交通安全関係機関・団体等と一体となった街頭活動 3 児童、生徒、高齢者等に対する街頭指導
警察	1 白バイ・パトカー等による街頭活動と交通指導取締りの強化 2 市区町村、関係機関・団体等が行う交通安全活動への支援
県・市町村 教育委員会 (各学校)	1 児童・生徒及び保護者への「交通安全日」の周知 2 登下校時における街頭指導 3 朝礼、学級（ホームルーム）活動等の場を活用した交通安全指導
道路管理者	1 交通安全施設、道路標識等の点検整備 2 道路パトロールによる危険箇所の点検 3 道路の不法占用の追放
住民等	1 児童・生徒を交通事故から守るための学校等への協力 2 地域の安全点検の実施と関係機関への連絡 3 町、実施機関等が実施する交通安全啓発事業への協力と参加
事業者	1 従業員等への「交通安全日」の周知 2 従業員等に対する交通安全の周知徹底 3 町、実施機関等が実施する交通安全啓発事業への協力と参加
交通安全関係団体	1 所属会員等への「交通安全日」の周知 2 所属会員等に対する交通安全の周知徹底 3 町、実施機関等が実施する交通安全啓発事業への協力と参加